

### 3. 表示の原則

原則的に、使用したすべての食品添加物が食品中の添加物に占める重量の割合の高いものから順に「物質名」で食品に表示されています。

### 4. 表示例

名称	菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、植物油脂(大豆含む)、鶏卵、アーモンド、バター、異性化液糖、洋酒、でん粉
添加物	ソルビトール、膨張剤、香料、乳化剤、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミンE、ビタミンC)

#### 『添加物』表示部分 緑の部分

- ①「原材料名」と「添加物」それぞれに事項名を設ける
- ②原材料名欄に「原材料」と「添加物」を/や改行などにより明確に区分

#### 『一括名』で表示可 ピンクの枠

まとめて表示している場合があります

複数の添加物の組み合わせで効果を発揮することが多い食品添加物や、食品中にも通常存在する成分と同じ食品添加物は、物質名の代わりに一括名で表示することができます。

#### 【表示が認められている一括名】

イーストフード、ガムベース、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、チューインガム軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、水素イオン濃度調整剤、膨張剤

#### 『用途名併記』 青の枠

使用目的や効果も一緒に表示されます

使用目的や効果を表示するほうがわかりやすいと考えられるものは、「調味料」や「保存料」等の使用目的や効果が一緒に表示されません。

#### 【併記が必要な用途名】

甘味料、着色料、保存料、増粘剤、安定剤、ゲル化剤、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤又は防ばい剤

#### 『加工助剤・キャリアオーバー・栄養強化の目的で使用される食品添加物』 表示不要

最終的に食品に残っていない食品添加物や、残っていても量が少ないために効果が発揮されない食品添加物については、表示しなくてもよいことになっています。